

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年9月まで
② 平成6年1月
③ 平成6年4月から同年11月まで

平成8年10月に結婚した後、A県のB村に住んでいた頃に、過去の分の国民年金保険料の納付書が郵送されてきた。金額が大きかったが、夫婦で相談して支払うことに決め、まとめて支払った。また、結婚前、C市に住んでいた頃にも、国民年金保険料を支払った記憶があり、申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、C市の国民年金被保険者台帳をみると、当該期間前後の期間の平成5年12月、6年2月及び同年3月の保険料を8年1月30日に納付したことが確認でき、申立期間②のみ納付しないのは不自然である。

一方、申立期間①については、C市の国民年金被保険者台帳により、当該期間直後の平成5年10月及び同年11月の保険料は7年11月24日に過年度納付されたことが確認でき、納付日時点で最大限遡って納付したものと考えられるところ、その時点で申立期間①は時効により保険料が納付できない期間である。

また、申立期間③については、オンライン記録により、当該期間直後の平成6年12月から7年3月までの保険料は9年1月30日に過年度納付されたことが確認でき、納付日時点で最大限遡って納付したものと考えられるところ、その時点で申立期間③は時効により保険料が納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことをう

かがわせる関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成6年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成16年10月は34万円、同年11月は38万円、同年12月は41万円、17年1月は24万円、同年2月は36万円、同年3月は28万円、同年4月は38万円、同年5月は28万円、同年6月は19万円、同年7月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額の記録を申立期間②は33万6,000円、申立期間③は24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月1日から17年8月10日まで
② 平成16年12月30日
③ 平成17年7月29日

A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は、給与から控除されていた保険料から判断すると低く記録されている。

また、申立期間②及び③については、賞与に係る年金記録が無いが、賞与の支給明細書で厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の違いについて

申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間の給与支給明細書、申立人の居住地を管轄しているB税務署が保管する申立人の平成17年分所得税の確定申告書及び添付書類から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年10月は34万円、同年11月は38万円、同年12月は41万円、17年1月は24万円、同年2月は36万円、同年3月は28万円、同年4月は38万円、同年5月は28万円、同年6月は19万円、同年7月は36万円に訂正することが妥当である。

申立期間②及び③については、申立人から提出された当該期間の賞与に係る明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立人は、申立期間②は33万6,000円、申立期間③は24万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間①から③までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関連資料が無く確認できないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額及び標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木国民年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 56 年 3 月まで

私が 20 歳の大学生の時に父親が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は母親が毎月市役所で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった時は学生だったので、父親が国民年金の加入手続を行い、母親が毎月保険料を市役所で納付していた。」としているが、申立人に係る国民年金の任意加入手続を行ったとするその父親は他界しており、申立期間における加入状況が不明である。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとするその母親は、「毎月保険料を市役所で納付し、年金手帳には検認印が押されていたが、その検認印がいっぱい押された年金手帳を息子に渡したところ、その後国民年金に再加入した際に市の国民年金窓口の職員に取り上げられてしまった。」としているが、申立期間当時の納付方法は印紙検認方式ではなく納付書方式であったことから、その証言内容とは相違する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は平成 5 年 3 月に払い出されており、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳によると、申立人が同年 2 月 25 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、これはオンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿の記録と一致しており、申立期間は国民年金に未加入であったと考えられることから、当該期間の保険料に係る納付書が発行されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。